

経 済 要 録

国 内

63年7～9月については、10%台の伸び率となる見通し。

◇7～9月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、7月15日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

63年4～6月のM₂+C D平残の前年比伸び率(速報)は、+11.3%と前期(+12.1%)に比べ低下。

◇昭和64年度概算要求基準について

政府は、7月15日、昭和64年度概算要求基準を閣議了解した。その主な内容は下表のとおり。

昭和64年度概算要求基準の内容

(()内は前年度当初予算比増減(Δ)率、%)

		64年度 対象経費	前年度当初比 増減(Δ)額	
原則 要求 基準	經常部門経費：前年度当初比 Δ10%	兆円 3.6	億円 Δ3,600(Δ 10)	
	投資部門経費：同 0%	7.1	0(0)	
	計	10.7	Δ3,600	
原則 要求 基準 対象 外 経 費	増 加 例 外 事 項	①人件費にかかる義務的経費増(定昇分)	—	1,040
		②年金制度成熟化に伴う増	—	5,050
		③政府開発援助(O D A)増	—	660
		④石油税財源のエネルギー対策費増	—	1,040
		⑤国際条約の実施に伴う既国庫債務負担行為等の歳出化増	—	3,910
	計	15.0	11,700(+7.8)	
前 横 年 度 比	社会保障関係(生活保護費、医療費) 利子補給金 予備費	7.3	0	
激 変 緩 和 措 置 〔以上を合計して前年度予算に比し、マイナスになる省庁についてはマイナス額の½を加算〕		—	300	
特 殊 要 因	参議院通常選挙経費等	—	700	
計		33.0	9,100(+2.8)	
別 枠	産投特会への繰入れ (N T T株売却収入の活用)	1.3	0	
合 計		34.3	9,100(+2.7)	

◇臨時行政改革推進審議会の「臨調・旧行革審答中等の推進状況と今後の課題」と題する報告書について

臨時行政改革推進審議会(大槻文平会長)は、昨年4月の発足以来、政府における臨調・旧行革審答中等の実施状況について審議を重ねてきたが、6月29日、これまでの審議の結果を踏まえ、行政改革の推進状況と今後の課題についての報告書を取りまとめ、総理大臣あて提出した。

同報告書では、その結びの部分において、「総じてみれば、臨調・旧行革審答中等が指摘した主要な改革課題については、ほぼ政府においてその改革に着手されてきており、着実にその歩を進めつつある。しかし、臨調・旧行革審答中等の目指した改革の本格的な実現と成果をみるには、なお今後、従来にも増した推進努力を必要としている」と述べており、この間、今後の課題として以下のような諸点を挙げている。

- (1) 財政はその再建の歩みを進めているものの、必ずしも表面的な姿ほど改善されているわけではない。
政府は、昭和65年度に特例公債依存体質から脱却するとともに公債依存度の引下げに努めるとの従来の目標の実現に向け、昭和64年度においても、経費全般にわたり前年度同様厳しい概算要求基準を設定し、これにより引続き概算要求の段階から一層の歳出の削減合理化と制度・施策の見直しを進め、財政再建の努力を強力に推進する必要がある。さらに、中期的にも、財政再建と内需拡大の両立を目指しつつ、国民負担の増大を抑制し、引続き公債依存度の引下げに努める等財政のより一層の改善を図り、経済社会情勢の変化への財政の対応力の回復に努める必要がある。
- (2) 社会保障、農政、文教、エネルギー、社会資本、科学技術、経済協力、防衛等の主要分野における制度改革は、これまでの成果を確実にするとともに、今後一層その推進を図る必要がある。
- (3) 行政組織の再編合理化、定員の縮減は着実に進められてきているが、今後とも行政組織、定員については、その肥大化を防止し、簡素化・効率化を図ることを基本とし、定員の縮減に努める等今後とも厳しい管理がなされるべきであり、省庁の垣根を越えた定員の再配置、組織の改変についても積極的な努力を払う必要がある。
- (4) 現業等の合理化は、今後とも既定方針に従って着実にこれを推進すべきである。郵便貯金については、金融政策の機動的運営および金融自由化の円滑な推進に資

するよう、民間金融機関とのトータルバランスを図り、将来、金融自由化が実現した段階においては、その経営形態およびその関連において財政投融资制度のあり方について検討を行う必要がある。

- (5) 三公社の民営化後の各会社については、その安定的かつ健全な経営の確立に努めるほか、必要な条件整備等を行いつつ政府等保有株式の逐次公開を進める必要がある。
特殊法人等については、引続き、残る7法人の民間法人化に向けた条件整備を進めるとともに、各特殊法人等について、社会経済情勢の変化に対応し、官民の役割分担を踏まえ、事業分野および内容の見直しに努める必要がある。
- (6) 機関委任事務の整理合理化、国の関与・必置規制の整理合理化および権限委譲について、政府は、地方の自主性、自律性の強化の観点に立って、今後とも見直し・改善の努力を続けるとともに、補助金等についても、見直し・改善の努力を払う必要がある。また、地方公共団体においても、行政の効率化、住民サービスの向上と住民負担の抑制等を目指し、引続き行政改革の努力が積極的に払われるべきである。
- (7) 公的規制については、社会経済情勢の変化により意義の薄れたもの、技術の進歩により実効性を失ったものなどについて、政府は、引続き見直しを進める必要がある。とくに、経済全般にわたる構造調整を進めつつある現在、市場メカニズムの活用、消費ニーズに合わせた供給構造の変革、市場開放の促進等のためには、公的規制の大幅な緩和が必要とされている。
- (8) 補助金等については、今後とも総額抑制に努めることとし、補助率の総合的見直しの暫定期間終了後の取扱いについて早急に検討を進める必要がある。
- (9) 以上述べたもののほか、公務員制度・運用の改善、財政投融资の運用および対象事業の見直し、行政情報の公開・オンブズマン制度の調査検討などを引続き推進するとともに、行政機関の保有する電子計算機処理にかかる個人情報保護について関係法律案の早期成立に努める必要がある。また、税制については、当審議会が昨年7月の答申において指摘したとおり、社会経済情勢の変化を踏まえ、公平・簡素・中立の基本的視点に立って、所得、資産、消費の間に適切な課税のバランスを確保する等速やかにその抜本的改革を推進すべきである。

◇政府、「税制改革要綱」を閣議決定

政府は、6月28日、「税制改革要綱」を閣議決定した（内容は自民党が6月14日に党議決定した「税制の抜本改革大綱」と同一、本年6月号「要録」参照）。

◇長期国債等の発行条件改定

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、7月債から実施した（いずれも7月4日決定）。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	5.0	4.8
	発行価格(円)	100.00	98.00
	応募者利回(%)	5.000	5.102
政府保証債	表面利率(%)	5.0	4.9
	発行価格(円)	100.00	99.50
	応募者利回(%)	5.000	4.974
公募地方債	表面利率(%)	5.0	4.9
	発行価格(円)	100.00	99.50
	応募者利回(%)	5.000	4.974

◇割引国債の発行条件改定

政府は、割引国債の発行条件を次のとおり改定し、7月債から実施した（7月4日決定）。

割引国債の発行条件

	変更後	変更前
発行価格(円)	79.75	81.25
応募者利回(%)	4.629	4.240